

【タイトル】 地区別税法説明会

【担当委員会名】 組織委員会

【日時】【場所】

- |           |          |        |               |
|-----------|----------|--------|---------------|
| 10月19日(火) | カメラプラザ   | 亀戸地区対象 | 10:30～と13:30～ |
| 20日(水)    | 総合区民センター | 大島地区対象 | 14:00～        |
| 21日(木)    | 砂町文化センター | 砂町地区対象 | 14:00～        |

【概要】

今年も10月に開催され、亀戸・大島・砂町の各地区で延べ230名が出席した。主な内容は、以下の通りである。

#### I. 法人税関係

1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入措置（オーナー課税）が廃止

#### 2. 中小企業関係の優遇税制は、ほぼ継続

(1) 年間交際費600万円までの90%損金算入。

(2) 少額減価償却資産(1単位当たり30万円未満)の年間300万円までの一括損金算入。

(3) 中小企業投資促進税制(一定の設備投資を行った場合には特別償却又は税額控除を適用)は2年延長。

#### 3. グループ法人税制を導入

100%グループ内の法人間での、資産の譲渡取引等における譲渡損益の繰り延べ・寄附金の損金不算入及び受贈益の益金不算入等。



## 盛況の会場

### Ⅱ. 所得税関係

平成23年分以後の所得税から適用

#### (1) 16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除を廃止

(2) 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止。

税法説明会はこの他に、支部研修会・年末調整説明会・決算法人説明会、新設法人説明会等がある。

ちょっと知っていれば、節税に役立つ事もある。そして何よりも税務調査で無用なトラブルを避ける為に、是非ご参加ください。